

I 境界領域の構造

1 化外と辺要

律令において、化内と化外の境界として観念された国が、職員令大国条における「兼知_二饗給征討斥候_一」を職掌とする陸奥・出羽・越後と、「惣知_二鎮捍防守及蕃客帰化_一」を職掌とする宍岐・対馬・日向・薩摩・大隅である。前者は東北の蝦夷との境界として、後者は外蕃＝新羅および隼人・南島との境界として、その職掌が位置づけられる。

律令にはもう一つ、国家領域外の勢力と接する軍事的に重要と観念される辺と辺要がある（高橋富雄『辺境』教育社、1979）。集解古記においては東辺・北辺を陸奥・出羽とし、辺要を宍岐・対馬・陸奥・出羽とする。延暦年間には、陸奥・出羽・佐渡・大宰府が辺要とされ兵士廃止の対象外となっている（『類聚三代格』巻18、延暦21年12月官符）。貞観年間には隠岐が辺要とされ（『類聚三代格』巻5、貞観11年3月7日官符）、延喜民部式では陸奥・出羽・佐渡・隠岐・宍岐・対馬の四国二島が辺要国とされている。新羅と蝦夷との境界領域を辺要とするが、それが、8世紀の化外と陸地・海峡を挟んで接する地域から、9世紀には日本海を媒介とした東北辺から西辺にいたる地域に拡大されていく。

次にこのような境界地域を個別に検討しながら、国家と境界の認識の全体構造を明らかにしたい。

2 各境界領域の検討

(1) 東北一蝦夷と北方世界との境界領域

9世紀における陸奥出羽は以下の地域に区分される。A鳥海山～玉造温泉（荒雄岳）以南の地域、B「奥六郡」・「山北三郡」、C津軽、幣伊・尔薩体、D渡嶋蝦夷の世界、E肅慎、靺鞨、胡国など。

まず鳥海山と玉造温泉を結ぶ線が陸奥出羽を二分する境界の一つと認識された（菅田慶信「大物忌神社研究序説」『山形県地域史研究』8、1983）。この線上の鳥海山を神体とする大物忌神社は、国家にとってB地域以北の地に対する境界の守護神として承和年間から10世紀まで認識されていた。それは俘囚を国家秩序の中に定着させることが課題となっていた時期である。つまり、承和年間から鳥海山周辺で

古代における国家と境界

大日方 克己

はじめに

律令国家の基本的な特徴として、石母田正「日本古代における国際意識について」「天皇と『諸蕃』」（『日本古代国家論』第一部、岩波書店、1973）以来以下の点が指摘されてきた。天皇または国家の統治権のおよぶ範囲を化内とし、その外部の領域を天皇の教化のおよばない化外として区別する。化外は、①夷狄、②蕃国＝朝鮮諸国・渤海、③隣国＝唐、に区別される。蕃国は朝貢する国。夷狄は列島内部にありまだ教化にしたがわない諸種族で、国家関係を形成しない状態で隷属している蝦夷・隼人・南島など。律令国家の論理では、夷狄は教化によって化内化されるべき人々とされ、蝦夷・隼人の編戸民化と国郡編成が展開される。化外から来た人は、等しく王化を慕って来たものとして帰化され、化内の民として包摂されていく。

この構造は8世紀末から9世紀初頭にかけて転換する。新羅は宝亀年間以降完全に離脱する。延暦年間の「征夷」の停止と東北への領域拡大の停止、および隼人の朝貢停止と班田実施により、夷狄の世界は観念上も実体も大きく転換する。さらに弘仁期の俘囚・夷俘の移配停止、承和期の新羅人の帰化停止により、化内と化外の論理は大きく転換する。

本報告では、このような点とともに平安前期における国家領域の境界とその外側、そして秩序の中心の天皇に対する観念の変化と特質を考えていきたい。

石鏃発見があいつぎ（『続日本後紀』承和6年10月乙丑条、『日本紀略』貞観10年4月15日条、『三代実録』元慶8年9月29日条、仁和元年11月21日条、仁和2年4月17日条）、陰陽寮が戦乱の前兆としての判断を下し、出羽などに警固が命じられた。噴火の記録も弘仁年中（810～824）・貞観13（871）年（『三代実録』同年5月16日条）、天慶2（939）年（『本朝世紀』同年4月19日条）にみえるが、俘囚の争乱と結びついて認識された。元慶の乱でも国家側に有利な神威を発揮している（『三代実録』元慶2年8月4日条）。また玉造温泉も承和4（837）年に荒雄岳の噴火と思われる変動が報告され（『続日本後紀』同年4月戊申条）、「奥邑之民」「栗原桃生以北俘囚」—B地域の騒擾に対し教諭と警戒のため援兵が動員されている（4月癸丑条）。

陸奥側で8世紀における「征夷」の主対象がA地域だった。B地域の陸奥側は、宝亀・延暦期の征夷で服属し国郡制の秩序にとりこまれたものの公民化されない俘囚の居住地でもあり、9世紀を通じ常に教諭と警戒の対象で、のちに「奥六郡」として特殊に認識されていく。出羽の「山北三郡」の地も基本的に同じ構造である。

C地域に対しては、弘仁2（811）年に文室綿麻呂と俘軍による部分的侵攻はあったものの、国家的な征討もなく、国郡制支配をうけることもなく古代をのりきっている。奥州藤原氏の時代を通じB・C地域が一体化し、中世には外が浜が北の境界と認識されていくようになる（大石直正「外が浜・夷島考」『日本古代史研究』吉川弘文館、1980）。

E地域の渡嶋蝦夷は化内化されるべき蝦夷とは別個に認識されていた。たとえば宝亀11（780）年の伊治皆麻呂の乱にあたって、出羽国に対し渡嶋蝦夷の動向に注意すべきことを命じ（『続日本紀』同年5月甲戌条）、元慶の乱では蜂起した蝦夷の背後にありキャスティングボードをにぎるものと認識されていた（高橋富雄『蝦夷』吉川弘文館、1963）。彼らは国郡制支配を受けることなく、集団として朝貢・饗給の服属関係を結んでいた（今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』吉川弘文館、1986）

F地域は、さらにその北方へと連続していると認識されていた世界である。斉明紀の阿倍比羅夫遠征

記事では肅慎、『今昔物語集』では胡国（巻13-11）、多賀城碑では靺鞨国がそれぞれ認識されている。

以上の地域構造は、それ以前からの歴史的発展の中で形成されてきたものであろうが、国家的な境界領域としては、9世紀初頭を画期として固定化された。すなわち延暦24（805）年の征夷中止決定以後、同年の陸奥海道諸郡の伝馬廃止と弘仁2年の海道10駅の廃止による東山道に一本化された陸奥への交通ルート、弘仁2年10月の俘囚の移配政策の転換＝「安置当土」策、陸奥出羽との交易の制限策など一連の政策により、陸奥出羽を北方に対する境界としての異質な地域に国家的に固定していった。そして陸奥出羽国内から段階的に日本国家外へ連続する領域構造が成立した。

しかしこの国家領域の固定化は、同時に化外を化内として取り込みつづける論理の転換を示している。そこで、化内と化外の身分的な問題、つまり俘囚・夷俘の問題を考えてみたい。律令国家の身分構造は、天皇と賤・夷狄を排除した王民＝良人共同体の観念でおさえられる（石母田前掲論文）。しかし俘囚は化内にとりこまれた身分だが王民ではない（吉村武彦「古代の社会構成と奴隷制」『講座日本歴史』2、東京大学出版会、1984）。その意味で化外と認識される狄夷とは区別される。陸奥における俘囚は国郡支配下におかれ、外位が授与されるが、8世紀には口分田は支給されていない。9世紀には俘囚の名を除き、調庸民化が進行する。基本的には、化外→化内→王民化と「同化」する。しかし現実には、調庸民化や課役の負担を願いでるが、課役免除措置がとられ差別化が続く。夷俘・俘囚の名自体が差別観をもった呼称だったことは、伊治皆麻呂の乱の理由に夷俘をもって遇されたことがあり（『続日本紀』宝亀11年3月丁亥条）、俘囚が賤、奴婢とされる場合があったこと（『続日本紀』宝亀7月11月癸未条、『類聚三代格』巻19、延暦6年正月21日官符）、夷俘号の停止措置（『日本後紀』弘仁5年12月癸卯条）に明らかである。

弘仁年間までおこなわれた俘囚・夷俘の移配の理由としては、教諭し王民化するため、擬似民族的複合性を観念次元で維持するため、軍事力として期待したため、蝦夷勢力の分断のためなどと指摘されて

いる。観念的には、王民化の過程を各地で現出させることと、全国配置により王民共同体の観念を在地で実体化するための、差別対象としてあつかわれたとみるべきである。少なくとも移配された俘囚は、俘囚料・夷俘料の給与をうけ、おそらく狩猟などの生活形態などを保持しつつ、在地社会の一般の民衆には異人として迎えられたであろう。彼らの多くは在地の社会の中に同化していっただろう。しかし9世紀の俘囚の叛乱の実情は、俘囚が百姓に乱暴し牛馬を略奪したり（『類聚国史』巻190、延暦19年5月己未条、同弘仁11年6月辛巳条）、民室を焼き財物を略奪した（『三代実録』貞観12年12月2日条）などと記録されている。これらは、蝦夷としてのアイデンティティと、それを異質なものとして差別化する在地社会の民衆とのトラブルとみるべきだろう。

弘仁年間の俘囚の移配停止により、俘囚の地域は前述B地域以北に固定された。承和期以降の新羅への態度の転換とあわせ、化内・化外差別の論理が転換したのである。

(2)太平洋と南島

太平洋に関する認識として、『今昔物語集』は、土佐からの漂流先を無人の島と語り（巻26—10）、伊豆国の西南に「神靈ノ栖、仙人ノ窟」の島を想定し（巻17—16）、紀伊の南に補陀落浄土を求めている（巻13—34）。藤原宗忠は熊野三山巡礼の途中、新宮から那智への海岸（新宮市佐野浦に比定される）で、「是日域之南極也、望南面全無別島」と感想を記している（『中右記』天仁2年10月27日条）。集解も「於南无边」とする。太平洋岸はその先に接する勢力のない地域として認識されているのであり、東北・西海道・日本海とは全く異なっていた。

隼人の居住する九州南部は、律令国家の成立とともに化内の地として国郡制に編成された。しかし彼らは6年相替の朝貢制という特殊な収奪体系の中に置かれた。延暦19（800）年にはじめて班田が実施されて、公民の中に包摂され理念的には化内化が完成した。

南島については、7世紀に掖玖・多嶺・吐火羅・阿麻弥・度感の朝貢、帰化が記録されている。持統

朝には多嶺以南を南蛮として位置づけようとした（『日本書紀』持統9年3月庚午条）。南島は蝦夷と対になる南蛮の夷狄として朝貢による服属支配下におかれ、蝦夷とともに元日朝賀に列し叙位されている（『続日本紀』靈龜元年正月甲申朔条、同正月戊戌条）。南島からはその後も大宰府へ貢納が続き、延喜式では赤木の貢納が規定されている（山里純一「律令国家と南島」『続日本紀研究』245、1986、鈴木靖民「南島人の来朝をめぐる基礎的考察」『東アジアと日本』吉川弘文館、1987）。南島には当初多嶺が含まれた。多嶺・掖久は天平5（733）年までに国郡制に編成され（『続日本紀』同年6月丁酉条）、それ以南が南島と認識される。多嶺島は天長元（824）年に大隅国に編入されるが、「南溟森々、無_レ国無_レ敵、有_レ損無_レ益」（『類聚三代格』巻5、同年9月3日官奏）と、種子島・屋久島を国家領域の南限として、しかもその外に「敵」として接する他勢力のない境界として認識している。その意味で太平洋と同じだったといってよい。だからこそ、この境界以南は人間の棲まない地域、鬼の棲む地域として、鬼界が島の観念が生みだされ、穢れをイメージさせる火山島の硫黄島に、日本国の南（西）の境界としての鬼界が島を比定していくことになる。

(3)東シナ海と唐・新羅との境界領域

まず新羅の観念を検討する。『日本後紀』以降「新羅境」（『続日本後紀』承和3年閏5月辛巳条、『三代実録』貞観12年2月12日条）、「隣国」「他国」「隣境」などと表現される。「新羅境」と「日本境」の境界界線は、対馬島が「居_二溟海之外_一。遙接_二隣国之界_一」と表現されている（『類聚三代格』巻5、弘仁12年3月2日官符）ことを例示するまでもない。しかしその境界領域は日本海西部海域から東シナ海に広く認識されていた。9世紀には商人をはじめとした新羅人の来着が頻繁になるが、その来着地は、判明するかぎりでは、対馬・博多津の他に肥前国松浦郡沿岸・肥後国天草郡と長門・石見・隠岐国など日本海岸に広がる。そのうち隠岐国は「在_二辺要_一。界近_二新羅_一」（『類聚三代格』巻5、貞観11年3月7日官符）、また越前国は「西帯_二大海_一。遠向_二異方_一」（『類聚三代格』巻5、寛平7年7月20日官符）と、

それぞれ新羅を意識して認識されている。8世紀においても、たとえば天平期に設置された山陰・西海両道の節度使が新羅の来攻に備えたものであり、同様な認識が知られる。また9世紀の新羅海賊への警戒は、日本海西部沿岸諸国に展開する。

東シナ海沿岸では、肥前・肥後両国も新羅とかかわる領域として認識される。9世紀には海賊が朝鮮半島から唐沿岸で活動しており、それが日本側にも及ぶことを認識しはじめていた。弘仁2(811)年8月新羅人金巴兄らが海賊の襲撃を受け大宰府管内に逃げ込んだ(『日本後紀』同年8月甲戌条)。同年暮には対馬西海に現れた新羅船を海賊と認識した(『日本後紀』弘仁3年正月甲子条)。弘仁4(813)年には小近島に新羅人110人が上陸し現地民と戦闘した(『日本紀略』同年3月辛未条)。このような動きは、朝鮮半島から肥前国松浦郡、値嘉島への交通ルートにそったものである。

律令国家成立以前には、たとえば百済から派遣された恩率・参官たちの帰途を「発途於血鹿」と表現している(『日本書紀』敏達12年是年条)。白雉4(653)年の2組の遣唐使のうち大使吉士長丹の一行は西海使とされ、百済・新羅の送使とともに筑紫に帰国した(『日本書紀』白雉5年7月丁酉条)。『日本書紀』にあと二例ある西海使(斉明2年は歳条, 斉明3年は歳条)は、いずれも百済から帰国した使者に対する表現である。西海使とは、値嘉島―百済のルートの使を指している。また9世紀には、承和の遣唐使が新羅船9艘に分乗して「新羅南」を經由して肥前国松浦郡生属島に帰着した(『続日本後紀』承和6年8月己巳条, 同甲戌条)。円仁も新羅船に便乗して、朝鮮半島西南端の島々から耽羅島と対馬の間を通り、肥前国松浦郡沿岸に帰着した(『入唐求法巡礼行記』)。値嘉島には唐人・新羅人の来着が頻繁で、貞観11(869)年に博多津を襲撃した新羅海賊もここを經由して行ったという(『三代実録』貞観18年3月9日条)。

こうして東シナ海沿岸から日本海沿岸にいたるまで、新羅と境を接する地域として広く認識されることになった。

次に「隣国」と観念された唐との境界に接する地域として国家的に位置づけられたのが、肥前国松浦

郡値嘉島である。この認識にもとづき遣唐使の航路が設定された。

従来遣唐使のルートは、7世紀は朝鮮半島沿岸沿いの北路、大宝2(702)年の遣唐使からは南島經由の南島路、宝亀8(777)年の遣唐使からは東シナ海を直接横断する南路をとったとされている(森克己『遣唐使』至文堂, 1966)。北路からの変更理由を、森氏は白村江以来の日羅関係悪化としたが、鈴木靖民氏は律令国家成立にともない、新羅を經由せず唐と直結するルートを求めたからとした(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館, 1985)。

しかしだからこそ大宝の遣唐使から、夷狄の世界である南島も經由せず「隣国」唐と直結する南路をとったとすべきだろう。南島路とみなされるのは帰途だけで、しかも多くは漂着したケースとして記録されている。往路に南島路をとったことを直接示す史料はない。さらに『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷条では、値嘉島の美弥良久之崎から遣唐使船が「指、西度之」とし、その地が遣唐使船の最終寄港地として唐に隣接する西の果へと認識している。大宝の遣唐使として入唐経験をもつ山上憶良は天平5(733)年の遣唐使に対して、「事了り 還らむ日には また更に 大御神たち 船の舳に 御手打ち懸けて 墨縄を 延へたるごとく あちかをし 値嘉の岬より 大伴の 御津の濱びに 直泊に 御船は泊てむ つつみなく 幸くいまして 早帰りませ」(『万葉集』巻5, 894)という歌を贈っている。事了って値嘉島から縄を張ったようにまっすぐに難波の浜辺に帰って来るという表現は、東シナ海を乗り切って最初に到着する日本の国土として値嘉島を認識している(荻原千鶴「六島生み神話の形成と遣唐使」『国語と国文学』54-8, 1977)。

以上、律令国家成立にともない、大宝の遣唐使以降南路が設定され、「隣国」としての唐を地理的観念のうえで実体化しようとしたものと考えられる。

値嘉島は9世紀には、東シナ海交通の展開で、唐・新羅との結節点として重要性を増していった。たとえば、観音寺筑前国講師の恵運は、唐商人李処人の船に便乗して承和9(842)年に入唐するが、遠値嘉島那留浦で、李処人は唐から乗って来た船を破棄し、島の楠木で新船を建造し、唐に向けて出航

した（「安祥寺伽藍縁起資財帳」『平安遺文』164号）。貞観18（876）年ころには、唐人がここでさまざまな香薬・石を採取している状況が報告されている。唐人、新羅人が自由に来往する地域となっていたのである。新羅海賊の経由地だったこととともに、この地域を媒介とした国家支配の危機が意識され、対馬島・宍岐島などと同等に境界領域としての管理・支配のため、一時肥前国から分立して値嘉島として国に準ずる行政地域とされることにもなった（『三代実録』貞観18年3月9日条）。

（4）境界としての日本海

渤海使は、神亀4（727）年以来延暦期までは出羽を中心とした地域に到着し、以後は能登から長門までの間に到着した。いずれにせよ渤海は日本海の北にある国と認識された。

もう一つ日本海の北に認識されたものに肅慎の世界がある。斉明紀の肅慎は、ミシハセという集団に中国北方の民族観念の肅慎があてはめられたものである。欽明紀5年12月条では、肅慎人が佐渡に到着し、漁撈をする鬼魅としてイメージされ、島民に負の作用を働いたとされている。ここでは佐渡と日本海をへだてたかなたに肅慎の世界が認識されている。天武紀5年11月是月条には新羅使金清平らが肅慎7人を連れて来た。これで蝦夷の北のミシハセの世界と、朝鮮半島北方の肅慎の世界が結びつく。両者が日本海の北方でつながっているという地理像が形成され、肅慎＝ミシハセの観念を生み出した（室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」『古地図抄』1983、東海大学出版会）。

そして渤海の日本海沿岸到着により日本海北方の世界が実体として認識されていく。8世紀における渤海使の出羽到着により、とくに日本海北方のつながりが、蝦夷問題ともかかわって強く認識されただろう。その結節点として観念されたのが大物忌神ではないだろうか。大物忌神と俘囚の地域との関係は第1章の1で述べたが、別に次の点が注目される。

承和6（839）年、鳥海山麓の出羽国田川郡の海岸で雷雨のあとに石鏡が発見され、陸奥出羽大宰府に警戒と神仏への奉幣や修法が指示された（『続日本後紀』承和6年10月乙丑条）。ちょうど同時期、

遣唐使の一員の菅原梶成らは、帰途「南賊境」に漂着し現地人との戦闘の末脱出し、翌7年4月に大隅国に帰還した。この一連の出来事はいずれも大物忌神の神威の表現で、それが南海の賊地にまで及んだと判断され、「驚異」し「歓喜」した（『続日本後紀』承和7年7月己亥条）。また同じ承和6～7年ころ陸奥でも「奥邑之民」に不穏な情勢があり、軍事動員がかけられている（『続日本後記』承和7年3月辛丑条、同月壬寅条）。

このような9世紀の鳥海山周辺の石鏡発見について森浩一氏は、日本海をへだてて激しい動きをする靺鞨集団を意識したもので、同時に元慶の乱で蜂起した蝦夷集団の背後にあって、靺鞨集団と関係するオホーツク文化集団の動きを背景にした認識であった（「九世紀の石鏡発見記事とその背景」同志社大学考古学シリーズ1『考古学と古代史』1982）。蝦夷集団の世界への境界としてだけでなく、日本海と蝦夷世界との結節点として意味があったからこそ、大物忌神と鳥海山周辺の災異が、国家にとって重視された。さらに東北だけでなく南海の賊地にまでその神威が及んだとされたように、国家の境界とその外部に対しても広くかかわるものと認識された。

3 境界認識の特徴

前節で境界領域の全体を概観した。8世紀当初の軍事的な辺要は、蝦夷、新羅、隼人・南島との接点に認識されていた。9世紀には、日本海を媒介に、東北辺から西辺が線的に一体として認識された。同時に、延暦末から弘仁初年の陸奥出羽への国家的侵攻の停止と版図の固定化、俘囚の移配停止と陸奥出羽の特殊領域化、承和年間を転機とした新羅人の帰化停止と放却、延暦年間の隼人朝貢停止と斑田実施などにより、国家領域が固定化され、律令国家の基本構造だった化外と化内の差別、化外の化内への包摂の論理は転換する。観念的次元では境界外は境界外として固定化する。

さらに、一方の境界の変異、兵乱は境界全体に影響すると認識された。境界外からの脅威という点で、一体化して捉えられるようになる。蝦夷の兵乱と新羅に対する警固が同時にとられ、蝦夷と新羅が境界を揺るがし王権の秩序にかかわるものとして同質的

に把握されていることが以下の例からも知られる。宝龜11(780)年の伊治皆麻呂の乱では、同時に北陸道・因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門・大宰府に警固と賊船警戒を命じている(『続日本紀』同年7月丁丑条)。前述の承和6年の石鏡発見でも、陸奥・出羽・大宰府への警固が命じられた。貞観15(873)年には、卜筮の結果、兵革の変が西垂より起こって警北關に及ぶと、因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・大宰府に警固を命じた(『三代実録貞観15年3月19日条)。元慶の乱でも西方の境界領域で恠異が続き兵乱に備え警固が命じられている(『三代実録』元慶2年6月23日条, 7月13日条, 9月7日条, 12月20日条など)。「隣敵窺隙」という表現(7月13日条)、「新羅虜船欲向我国」という香椎宮の託宣(12月11日条)、西国で新羅凶賊侵寇の流言がとんだこと(元慶4年5月23日条)などから、明らかに対象は新羅である。寛平5・6(893, 894)年に新羅海賊が西海道を襲撃した時にも、北方では渡嶋狄と奥地俘囚が戦闘しようとしていると報告されている(『日本紀略』寛平5年閏5月15日条)。

境界領域とその外側に敵対勢力があり、常に境界から内側に兵乱と混乱、脅威を与えるもので境界の一方の変動が他方の変動に連動するものとして、日本海域を中心に一体的に認識されていたのである。

II 境界外への観念

1 穢れと境界外への認識

律令国家において、境界の内と外をどのように認識していたか。本節では祓と疫病の祭祀を検討し、とくに律令国家の支配領域の外部に対する饗礼を通じた感覚的な認識を明らかにしたい。

(1) 祓

神祇令・延喜式に規定される6月12月の定例の大祓は、御贖で天皇身体の祓、朱雀門前で百官人・天下全体の祓がなされ、罪穢が祓われ清浄な空間を現出させる饗礼である。平安初期には臨時の建礼門前大祓が成立し、内裏空間と天皇の清浄化の観念がより強く出てくる(三宅和朗「古代大祓の基礎的考察」『史学』59—1, 1990)。

一方孝徳紀大化2年3月甲申条には、京への往反に際して生じた異郷の人への祓除の強要が記されている。これは在地の共同体の異人への閉鎖性を示すものとして周知の史料である。祓除はこのように外部の排除の手段となっているが、同時に共同体内部の災の除去にその基礎を持っていることはいうまでもない。祓除による災いの除去が在地社会内部の秩序維持と平和のために不可欠な手段だった。

罪穢の祓われる先は、在地社会においては社会の境界の外と観念されているだろう。平安京における七瀬祓の場合は、平安京を三重に取り巻くとともに、琵琶湖・瀬田川・宇治川、淀川から大阪湾にいたる流域で、結局すべての穢れは難波海に流しこまれることになる(伊藤喜良「中世における天皇の呪術的権威とは何か」『歴史評論』437, 1986)。同様な観念は、平安中期の民衆の中にも存在し、正暦5(994)年の瘡瘡の大流行では、北野船岡での御霊会のあと、疫神を祀った神輿を難波海に送っている(『日本紀略』同年6月27日条)。

延喜式大祓祝詞では、罪穢は川、海、八塩道の八百会とはこぼれ、イブキトスシによって吹き払われて根国・底国に至り失われる。根国・底国は海のかなたのはるか遠い世界と観念される。中心の清浄化と対極的に穢れの集積する場が観念されている。

ところで『日本書紀』では追放されたスサノヲは最終的には根国へいく。しかし神代紀上第八段第四の一書では、高天原を追放されたスサノヲはまず新羅国へ降降り、その後出雲へ移っている。第五の一書では、「韓郷之嶋」におり「熊成峯」から根国に入ったとする。これらの所伝は新しく形成されたもので、書紀編纂時の観念の影響を受けているとされるが、罪穢により追放される場、根の国への經由地として、新羅に対する観念を読み取ることができる。

このような観念は、日本の国家領域外の世界とそこからやってくる人に対する差別的感覚、とくに穢れたものとする感覚と並行して形成されたと思われる。次に共同体や国家の外部からやってくると観念されている疫病と疫鬼に対する国家的対策の検討を通じ、穢れ観念と地理観を考えてみたい。

(2)道饗祭

神祇令・延喜式に規定される道饗祭は6月と12月に京の四隅の路上で卜部により執行される。義解によると鬼魅の侵入を防ぐために饗をおこなう。延喜神祇式の祝詞によると、八衢比古・八衢比売・久那斗に幣帛を奉り饗応することで、根国・底国からやって来る「龜ひ疎ひ来らむ物」を、その三神によって防禦し、さらに天皇の安泰と治世の平安、親王・王・臣・百官人・天下公民の守護を祈願する。

義解と祝詞では異なっている。三宅和朗氏は道饗祭の祝詞の成立を義解成立以降の新しい段階に措定している(『延喜式』祝詞の成立について『日本歴史』454, 1986)。祭祀の場は、京の四隅で、藤原京の四隅が開かれたチマタだったことを前提とするチマタの祭祀である。チマタは開かれた場であるが故に、人間のほかに疫鬼なども集い集まる。本来は、チマタに鬼魅を呼び出して饗して鎮め異次元へと退却してもらった祭だったのであろう。義解の成立した天長期以降、おそらく承和～貞観年間にかけて、三神による「龜ひ疎ひ来らむ物」の防禦・撃退を祈願する祭祀へと変質したと考えられる。

疫病の原因となる疫神を祀る疫神祭は、『続日本紀』に宝龜年間から見え、延喜式の宮城四隅疫神祭・畿内堺十处疫神祭に展開する。道饗祭と重層化しながら、皇居空間への疫鬼の侵入を同心円的に防止する構造をとっている。

(3)疫病と祭祀

疫病の祭祀で防禦され破られる対象は疫鬼である。疫鬼の観念自体は、『日本霊異記』にその端緒が見られる。閻羅王の使者としての鬼の活動がいくつかの説話に描かれる。そして閻羅王の世界は、水平的にはるかかなたの世界と観念されている。そこから鬼が人に死をもたらすものとしてやって来る。『政事要略』巻70所引「善家異記」は、貞観2(860)年、寛平5(893)年のこととして、鬼が人間に近づいて憑着して病や死がもたらされ、鬼が椎で打つと病で苦しみ、鬼が他へ去ると病気が回復した状況の話を記し、疫鬼の活動を明確に表現している。

一方疫病は大宰府から流行することが認識されていた。天平7・9(735・737)年の疫病は遣新羅使

の帰国と同時に大宰府から全国に広がった。『続日本紀』ではその発生源についてとくに語るところはないが、中世の『続古事談』では、朝鮮に対する当該期の卑賤観とあいまって、新羅を発生源ときめつけている。9世紀には、貞観14(872)年流行の咳逆病を前年末に来着した渤海使が「異土毒氣」をもちこんだためと明確に観念している(『三代実録』同年正月20日条)。

もう一つ疫病を流行らせるものとして、御霊の観念が貞観期以降明確に出現する。貞観5(863)年の神泉苑御霊会が初見だが、ここで御霊とされた崇道天皇・伊予親王・藤原夫人・橘逸勢・文室宮田麻呂らに共通する点は謀反の罪で流罪となり、流刑地であるいは途中で死んでいることである。異界に流され異界で死に、そこで御霊となり都に飛来し祟り疫病を流行させると観念する(井上満郎「御霊信仰の成立と展開」『奈良大学紀要』5, 1976)。それは「始_レ自_二京畿_一、爰及_二外国_一、毎_レ至_二夏天秋節_一、修_二御霊会_一、往々不_レ断」(『三代実録』同年5月20日条)とあるように、京畿内の民衆の間から起り当該期かなり広まっていたことが知られる。御霊会の本質は、異界から現世にやってきて悪・祟りをなす御霊を鎮撫し異界に送り返すことにある。疫病の原因となる点でこの御霊は疫神と重なり合う。正暦5(994)年の御霊会は前述のように疫神のために修された。本質的には、民衆の中でおこなわれていた疫神祭を基盤に成立したものであろう。道饗祭自体も本質的にはチマタで疫神を饗応により異界に送り出すものであった。

以上検討したいくつかの儀礼は、疫病の原因となるものが、漠然とした異界からやって来て異界へ追放される観念だった。しかし国家儀礼の追放では、日本の国家領域外という具体的な追放先が示される。

(4)追儼

追儼は、大晦日の夜に執行される陰陽寮がかかわる疫鬼追放儀礼である。天皇出御のうえで、親王大臣以下が参加し、方相氏・辰子を先頭に疫鬼を内裏四門と宮城十二門から追放したのち、京職が都城外に追放する。儀礼の場は『饗式』『延喜式』では内裏南庭である。六国史では場の記録がないが、内裏

が焼亡した天徳4(960)年の追難は、村上天皇が一時遷御していた冷泉院でおこなわれている(新訂増補故実叢書『西宮記』巻6裏書)。天皇の居住域を中心とする儀礼であることが確認される。

この儀礼の中で陰陽師が読み上げる祭文によると、「所所村村」に隠れている疫鬼が、日本国の四至外、すなわち陸奥・遠値嘉・土佐・佐渡の外を住处として、追放される。実際の儀礼は内裏と都城空間でおこなわれるが、観念的には日本国中の「村々」から国外へ疫鬼が追放されることになる。

追難の初見は『続日本紀』慶雲3年(840)年条だが、『儀式』『延喜式』とは若干異なり、延喜陰陽寮式で別個におこなわれる土牛と同時にこなわれている。追難(大難)の祭文は『儀式』にみえ、四至観念の成立は貞観期まではさかのぼる。祭文は記載されていないものの『儀式』と同じ儀式次第が『内裏式』にもみえる。儀式次第が全く同一であることを考えると、『内裏式』の成立した弘仁年間までさかのぼる可能性がある。

このような国家領域外への穢れ悪しき疫鬼の追放は、同時に国家領域外が穢れ悪しき空間であるという観念と相関関係にある。

2 「兵疫」と境界

(1) 災異と兵乱

六国史では承和・貞観期に境界領域における火山噴火など災異が集中して記録されている。そして災異が兵疫の前兆とされ、軍事的・宗教的な警戒体制がとられていく。それが当該期における意識の変化に影響していく。以下、具体的に検討してみる。

まず承和期について。承和7(840)に阿蘇山神靈池(火口湖)が枯渇し(『続日本後紀』同年9月癸巳条)、神津島が噴火した(同月乙未条)。この一連の事態は旱疫之災と兵事の前兆とされ、神功皇后陵、山科柏原両山陵(承和8年5月壬申条)、伊勢神宮・賀茂社(同年6月辛酉条)に報告し、加護を求めた。

ところで、神功皇后陵への国家の安全・加護を求める奉幣がこのころから国史に登場しはじめる。承和10(843)年に神功皇后陵と成務天皇陵の取り違いが判明した(『続日本後紀』同年4月己卯条)こ

とも対外意識にかかわる国家の安全祈願と三韓征伐の伝説が結合し、神功皇后陵への奉幣が国家的に重視されたからにはほかなるまい。

この承和期は対新羅意識の転換期とされる。承和元(834)年以降来着した新羅人の帰化を認めず放却し(佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、1970)、承和9(842)年には大宰大貳藤原衛の起請により、帰化を認めず放還する方針が明確化する(『類聚三代格』巻18、同年8月15日官符)。また瀬戸内海の「海賊」がはじめて国史に登場する(『続日本後紀』承和5年2月戊戌条)。前述のように、すでに弘仁年間から新羅を海賊として警戒しはじめ、戦闘もあった。新羅と瀬戸内海の家賊の動きに対する警戒が承和期以降顕在化する。陸奥出羽では前述のように、鳥海山と玉造温泉の災異と俘囚への軍事的警戒が発動されていた。

境界領域における災異と、俘囚の活動、新羅への敵視、海賊への警戒、疾疫への恐れ、これらがすべて一体として認識されはじめていたのである。

次に貞観期について。阿蘇山は貞観6(864)年と9年の二度噴火した(『三代実録』貞観6年12月26日条、同9年8月6日条)。これに対しても兵疫の前兆とされ、金剛般若経転読、殺生禁断、神社への奉幣、未納租税免除、賑給などの対策がとられ、宇佐八幡宮と山階・柏原・嵯峨・深草・田邑の各山陵へ奉幣し、あわせて大般若経が転読された(同7年2月10日条、14日条、17日条)。そして「可_レ発_レ疫癘_一憂_中隣境兵上」(同8年2月14日条)と、兵疫の警戒対象が隣境兵、つまり新羅を明らかに意識したものになっていく。⁸⁶⁶

この間の貞観8(868)年には、応天門の変、新羅と結んだ反乱未遂事件があいついで発覚するなど、王権の秩序にかかわる政治的事件も多発した。瀬戸内海を中心とした海賊の活動も脅威となっている。このような状況と重なり合い、阿蘇山の噴火は、肥後国の風水害などとともに、隣国新羅によりひきおこされる兵乱の前兆として、国家支配層にとって強烈に意識されることになる。そのため貞観8年以降執拗なまでの新羅を想定した兵乱疾疫への恐怖、警戒と軍事的宗教的対策がみられる。だからこそ、その中で起こった貞観11(869)年の新羅海賊の豊後

国貢朝船襲撃は、脅威が現実になったとして大きな衝撃を与えた。

貞観11年6月15日の襲撃後、まず政府は新羅海賊襲撃、大宰府における恠異、風水害、地震を伊勢神宮（『三代実録』同年12月14日条）・石清水（12月29日条）、八幡大菩薩宮・香椎廟・宗像大神・甘南備神・仁明天皇深草山陵・文徳天皇田邑山陵・神功皇后橘列山陵（貞観12年2月15日条）に報告し、加護を祈願している。告文には、日本朝は神明之国で、神の加護で外敵から守護されるとの観念がみられ、新羅の兵船が境内に侵入した場合、神の力で逐還漂没されることを祈願している。さらに新羅海賊の襲撃、夷俘の叛乱、国内の兵乱、風水害、疫癘飢饉がすべて同次元で観念され、神により守護されることを祈願している。このように貞観中期は新羅を対極にして、国家観の転期として位置づけられ、石上英一氏が指摘したように新羅差別観形成の画期となった（『古代国家と対外関係』『講座日本歴史』2、東京大学出版会、1984）。

新羅海賊への警戒の背景には、前述のような災異のほかに、人々の境界をこえた活動の展開が、逆に王権の秩序にとって危機意識となっていた点がある。また海賊は海上の船舶だけでなく陸上も襲撃する。陸上を生活の場とする在地社会にとっても、海からやってきて被害をもたらす正体の知れない恐ろしいものと観念されていったであろう。境界領域の海のかなたからやって来るものと観念されたであろう。

貞観8（866）年には、唐人が関を越え入京していた（『三代実録』同年4月17日条）。これらの状況は、唐・新羅人などの活動が瀬戸内海の高瀬とも連関しうるとの認識を生み出す。たとえば、寛平5（893）年の新羅海賊の西海道襲撃においても山陽・南海道にも警固が命じられている（『日本紀略』寛平6年4月17日条、『小右記』寛仁3年4月18日条）。

同時に、貞観期には新羅と結んだ動きが表面化している。貞観8年、肥前国基肆郡擬大領山春永が新羅人弥賓長と新羅国に渡り、対馬を襲撃しようとした。同国藤津郡領葛津貞津、高来郡擬大領大刀主、彼杵郡人永岡藤津らが同謀者だった（『三代実録』貞観8年7月15日条）。同年にはさらに前対馬守越智貞厚が新羅人と結び反逆を謀ったとされる（『三代

実録』貞観11年10月26日条）。貞観12（870）年には、大宰少貳藤原元利万呂が新羅国王と通謀して国家を害せんとしたことが発覚した（『三代実録』同年11月13日条）。

ほかにも日本側から新羅へ渡る者も少なくなかった。たとえば、対馬島下県郡人卜部乙尿麻呂が鷓鴣鳥を捕まえるため新羅境に向かい囚禁されたが、このとき彼は、新羅で対馬攻撃のため大船を建造し撃鼓吹角や軍事訓練がおこなわれていることを見聞して、大宰府に報告している（『三代実録』貞観12年2月12日条）。円仁も新羅船での帰途、新羅国武州南界黄茅島に寄港したが、4月に対馬の百姓6人が釣りの途中漂流して、武州に囚禁されて本国に送還されるのをまっているとの情報を得ている（『入唐求法巡礼行記』承和14（大中元）年9月6日条）。

こうした一連の事態は、新羅人、日本人がそれぞれ自由に境界を越え、時には両者が一体となって、海賊的活動もおこない、戦乱や交通の面で王権の秩序を揺るがしていくものと認識された。

(2) 兵疫と秩序維持

前節で論じたように9世紀には、疫病は境外にある異界からもたらされると観念され、同時に死と穢れの観念が発達しはじめていた。兵乱もまた、新羅、俘囚など外部の世界から日本国にもたらされると観念されていた。また戦争自体殺戮をとまなうことで死・穢れと結びついて観念されはじめていた。『儀式』では、将軍は戦場で殺戮を多くしてきたために、穢れを祓って入京することが定められている（将軍進節刀儀）。兵乱と疫病は類似して観念されていたのではないだろうか。国家の境界の外部は、王権秩序に危害を加える穢れにみちた外敵の世界で、死・穢・秩序の混乱をひきおこす兵乱と疫病が、そこからもたらされると観念されるようになった。

だから、弩の設置や夷俘の大宰府配置、人夫の徴発などを通じた在地武力の編成などの軍事的な対策がとられる一方で、天皇を核とした呪術的対策が展開される。

まず臨時奉幣を通じた神威による危機の回避が天皇により祈願される。そこで「神国」、神の加護の観念が表現される。対象は伊勢、賀茂、石清水、山

陵（神功皇后陵など）、宇佐、宗像、香椎などである。このように境界外に対する「神国」としての天皇の統治領域＝日本国という観念が発達していく。次に仁王経、最勝王経、大般若経、金剛般若経、四天王経などの転読を諸国や特定寺院でおこなう。さらに天皇を中心とした国家儀礼の臨時仁王会がおこなわれる。さらに承和の遣唐使に同行した遣唐請益僧常暁がもたらした太元帥法が、貞観11（869）年の新羅海賊襲撃（貞観19年正月19日「寵寿申状」『平安遺文』4902号）、元慶の乱（『三代実録』元慶2年6月28日条）などで「外敵」に対して修されている。太元帥法は、王の国境内を守護し、隣王怨敵を消服させ、逆臣を滅し、国内から諸疾・疫苦を消滅させる。四方一切の隣敵・大臣が逆臣を起こさず、王の境土に悪人・悪賊・諸鬼神がなくなるという、国家領域内における王権の秩序を守護し支配を貫徹させるための効用が認識されている。このように固定された境界外の世界との対比において、天皇を核とした呪術的手段により、神仏により外部から守護され、秩序維持がなされるという観念が形成されていく。

むすびにかえて

最後に、平安前期の王権と外交儀礼の問題を、境界認識とのかかわりで考えてむすびにかえたい。

8・9世紀の渤海使への賓礼は弘仁年間以後と寛平年間に変化が起きている（田島公「日本の律令国家の『賓礼』」『史林』68—3, 1985）。渤海使は年末に入京し、朝賀から射礼にいたる一連の正月儀礼に参列する。とくに朝賀→「受諸蕃使表及信物」→正月七日（白馬）節＝「賜蕃国使宴」→正月十六日（踏歌）節という一連の儀礼の流れが弘仁年間までに定着する。弘仁年間には同時に朝集堂における太政官議政官により催される宴が付加される。しかし弘仁13（822）年を最後に渤海使の正月入朝はなくなり、5月入朝に変化する。これは正月儀礼からの渤海使の排除を意味する。5月入朝になって当初は五月五日節に参列しているが、寛平以後は五月五日節（御馬御覧・騎射・走馬）がおこなわれているにもかかわらず、節直後の入朝に変化する。実体として渤海使は完全に年中行事儀礼から排除された。また承和年間以後は表や信物を受納する儀に天皇の出

御がなくなる。以後は①天皇が出御せず八省院でおこなわれる「受諸蕃使表及信物」儀、②豊楽院に天皇が出御しておこなわれる宴、③朝集堂で臣下のみが出席しておこなわれる宴、がパターン化する。同時に天皇の慰勞詔書のほかに太政官牒が国際文書の地位を与えられ発給されるようになる。太政官が外交に大きな比重を占めるようになってきたのである。

以上の変化は権力構造からすると、9世紀の太政官機構による政務運営が確立していったことによる点が多い。しかし同時にこの変化は、国家境界外への認識の変化と連動していると考えべきである。

前述のように、延暦末～弘仁初年までの領域固定化をうけて、承和～貞観年間を画期として、境界とその外部に対する観念が変化しはじめる。それは、兵疫という、王権と秩序の動揺をもたらすものの発生源、同時に境外と穢れの観念が結びついて形成された。固定された境界外の世界との対比において、天皇を核とした呪術的手段により、神仏によりそれらから国家領域内が守護され、秩序維持がなされるという観念が形成された。同時に、天皇自身の清浄化が意識されはじめる。清浄化された、あるいは清浄化されるべき天皇を中心とした国家的秩序の観念が、境界と穢れ、さらには実体としての境界外への認識に現れる。蕃客が、穢れを持ち込むとの観念は、延喜神祇式にみえる「蕃客送界神祭」に示されている。前述のように貞観14（872）年には渤海客が「異土毒気」をもちこみ咳逆病が流行したと、明確に関連づけられている。こうした天皇と穢れ、清浄の観念と外交儀礼の変化も関連づけて考えるべきだろう。外交権が天皇と太政官のどちらにあるかという問題だけではなく、天皇自体の質的・観念的・儀礼的な変化の中で考えるべきなのだ。

本報告は、結局国家・天皇の側からみた境界領域の内外をめぐる観念の検討に終始した。このような観念をささえた古代社会のあり方とその変質については、民衆レベルにおける共同体社会とその外部とのかかわり、国境を越えた動き、などとあわせて検討しなければならなかった。在地社会秩序の中における異人に対する実体的観念的なかかわりを、本質的で、異質なものへの差別感覚の基層として、今後明らかにされねばならない課題としたい。